

2021年5月12日

消費税の課税誤りについてのお詫びとお知らせ

この度、当クリニックに入院された患者様の入院諸料金の算定に際し、消費税の課税に誤りがあったことが判明いたしました。妊娠中及び出産時の入院における差額ベッド料と消耗品料について消費税非課税とすべきところを、誤って課税扱いとしていました。これにより生じる差額（消費税相当額）を返金させていただきます。ご迷惑をおかけしました皆様には大変申し訳なく、改めてお詫びさせていただきます。

対象の患者様は2006年（平成18年）4月1日から2021年（令和3年）3月31日の間に入院された患者様です。分娩等の入院の方が延べ3,666名、その他切迫流産や切迫早産などで入院加療された患者様を含めると、延べ約4,709名の方が対象となります。

現在、調査と修正を行っております。返金額が判明次第、対象者の方に書面等でお知らせし、返金させていただく予定ですが、なにぶん対象の患者様が多数のため、恐れ入りますがしばらくのご猶予を頂くことをご容赦ください。

対象の患者様には、入院当時の情報をもとにご連絡させていただきます。転居・氏の変更などがあった方には郵便物が届かない場合がありますので、電話などで現在の情報をご連絡頂きますようお願い申し上げます。

この度は大変なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

今後は、法令の改正があった場合、その内容の確認を徹底するとともに、関係機関と十分に連携し、このような過誤のないよう適切に対処して参ります。

産婦人科よしはらクリニック
理事長 吉原 英介